

下記の監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年2月5日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 新庄市民プラザの平成24年度の施設管理に係る事務の執行について
2. 対象団体 特定非営利活動法人 芸術文化振興市民ネット新庄
3. 監査期間 平成25年11月8日～平成25年11月18日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 切手受払簿の様式を、切手の金種別に別葉として種類別の枚数管理がしやすい方法に改めること。	1. 指摘通りに金種別に記入し、種類別枚数管理ができるよう様式を改めた。